

予算審査特別委員会

日 時 令和2年3月10日(火)

午前9時～午前11時15分

場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名(欠席:なし)、山本議長

説明員 財原建設課長、相見基盤整備室長、森田技師

伊田企業会計専門監、安達上下水道室長

傍聴者 なし

書 記 花倉事務局長、佐伯書記

○荒木委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、建設課について審査を行います。

まず最初に、平成30年度決算審査特別委員会の審査意見を新年度予算にどのように生かされたのかを報告していただきます。

財原建設課長。

○財原建設課長 おはようございます。最初に決算審査特別委員会での審査意見への予算への反映ということで、一つ予算の管理及び事務事業の執行について御指摘がありました。

建設課におけます事業計画の策定、予算編成につきましては、建設課が所管する事業につきまして、道路改良、維持補修、それや土地改良や治山、地籍事業など、国や県からの補助金、交付金、また、それに充当する過疎債や企業債などの起債の事業額によって財源に充てるというところで、事業計画を立てるということで左右されております。当初予算は国や県へのこうした事業の要望を上げておりました、それに基づいた予算を計上しております。これは、事業が年度始まりますと補助金の交付申請、それと交付決定により配分された事業費で実施する仕組みとなっております。

令和2年度におきましては、地籍事業で3,800万円の減額となっておりますが、令和元年度の国の補正予算で5,770万ということを前倒しをして実施するというところで、これまで地籍事業にありましては、過去3番目の予算規模を確保しているという状態になっております。また、治山事業では、国土強靱、防災・減災の対策で、新たに起債が創

設されました緊急自然災害防止対策事業債ということで、これを起債を取り組みまして、これまで県からの補助金だけでしたが、その裏側にあります単独費の財源に充てるということで、基本的に財源の確保に努めて予算編成を行ったところであります。

また、事業の推進につきましては、これら国や県からの補助金は、配分されますと逆に義務化ということで執行しなければならないという形にはなりますが、平成30年災などの突発的なことが起これば全体事業費があり膨らみまして、なかなか今ある職員では事業消化ができないということで事業進捗がおくれまして、繰り越し事業という形となります。平成30年災によりまして、通常一般会計予算は建設課では10億円程度でしたが、これが倍額の20億円というような結果になっております。こうしたことで、平成30年の繰り越し明許費は12億6,000万円と、これまでにない額を繰り越したわけではあります。令和元年度、前回補正予算でも御説明しましたが、元年度では3億7,000万円に縮減しております。ただ、こうした中でも、余りにも事業費が大きく事業推進が追いつかず、事故繰り越しということで2カ年にまたぐ手続等もっております。町道改良や林道災害で、そうしたことで、今、国と財務の協議を行ってるところであります。

ほかに、住宅修繕でも御指摘はありましたが、住宅改修がおくれまして事業を繰り延べて繰り越しで実施するということで、逆に令和2年度には計上しておりません。1年おくれのスタートということになりますが、そうしたことで対応しております。また、トータル的に事業が膨らむばかりでなく、こうした状況もありまして、事務事業の縮減という形で、鳥取県と日野郡3町で連携して行っております県道維持工事の受託につきましては、令和2年度には休止するというので、関係する県と協議をして、そうしたことで今回は計上しておりません。

そうしたことで、建設課のほうは、基本的にはやらなければならない予算というところではありますが、なかなか業務量の関係で繰り越し等を活用しながら事業の完了をおくれてでも進めるということで対応しております。

○荒木委員長 ただいまの報告について質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ないようですので、当初予算説明資料78ページ、井戸水等安定確保推進事業から、83ページ、林道新設改良事業までの説明を求めます。

財原建設課長。

○財原建設課長 そうしますと、建設課の令和2年度の予算説明に先立ちまして説明員の紹介をいたします。建設課のほうで、まず、基盤整備室長の相見です。それと、きょうは

地籍調査室長が所用で欠席しておりますので、森田技師がかわって御説明いたします。また、上下水道事業に関しましては、最初に伊田企業会計専門監、それと、上下水道室から安達室長が説明に当たります。よろしくお願いいたします。

冒頭、建設課の事業概要であります。令和2年度建設課の一般会計予算は、衛生費、農林水産業費、土木費、災害復旧費、合わせまして前年8,000万の減になりますが、9億2,600万円。それと、簡易水道事業会計におきましては2億1,400万円。下水道事業会計におきましては2億5,600万円。合わせまして建設課の予算総額は13億9,600万円となっております。これらは昨年の予算額に対しまして9,400万円余りの減額となっておりますが、先ほどの予算編成の御指摘あった方針等を組み入れまして、計上した額となっております。

主なものとしましては、農業費で上げております国土調査費事業につきましては、先ほど御説明したとおり、令和元年度の国補正予算を前倒しをしたうらによって、3,800万円の減。治山事業におきましては、30年災で被災された住宅裏等の復旧に対しまして、今回3カ所を計上して2,800万円の増。林道新設改良事業におきましては、船通山林道の落石対策について本格的に実施するということがありますが、新屋地内の内方林道の完了によりまして約3,800万円の減となっております。土木費におきましては、先ほどの県道維持の受託を休止したことにより、道路維持管理事業が約3,700万円の減。道路新設改良事業につきましては令和元年度の繰り越し、それと今年度、令和2年度の予算として霞福塚、生山印賀線に引き続き取り組みます。また、かねてより阿毘縁の大菅阿毘縁線につきましては、保安林解除が昨年12月に解除ができたということで、これまで休止していたものの改良を復活して実施をしたいと思います。

上下水道企業会計につきましては、経常的な経費、維持管理の経費を主体としておりますので、2年度につきましては大きな施設更新の予定はございません。

詳細につきましては、各担当の室長のほうから御説明いたします。

○荒木委員長 安達室長。

○安達上下水道室長 そうしますと、お手持ちの予算説明資料の78ページのほうから説明をさせていただきます。

上段の衛生費、井戸水等安定確保推進事業でございます。この事業につきましては、水道未普及地域の生活環境の向上のため水源の確保、水質検査のための補助金を交付しております。令和2年度につきましては、令和元年度と同額の井戸等の施設整備に150万円、

水質検査に2万円の予算を計上させていただいております。財源につきましては、令和元年度過疎債等の起債同意が得られなかったというところで一般財源全額とさせていただいております。

続きまして、下段になります。衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業になります。こちらにつきましては、下水道事業会計のうち合併処理浄化槽の整備、運営に係る費用を繰り出しをさせていただくものです。内訳といたしましては、公債費の償還に1,298万8,000円。浄化槽の整備の工事につきまして43万円の予算を計上させていただきました。前年比183万7,000円減の1,341万8,000円の予算とさせていただいております。

次のページ、79ページになります。同じく衛生費の簡易水道事業になります。こちらにつきましては、簡易水道事業の運営のために一般会計から繰り出しをさせていただくものですが、事業説明の事業の目的、目標の中で、文言が特別会計となっております。お断りして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

執行経費につきましても、誤りがございます。公債費の元利償還につきまして4,007万2,000円としておりますけれども、正しくは4,007万1,000円、下1桁が1,000円の誤りでございました。また、業務費につきまして、527万6,000円としておりますけれども、正しくは527万7,000円の誤りでした。合計につきましては4,534万8,000円が変わりはありません。前年度と比較して104万8,000円の減の予算とさせていただきました。

○荒木委員長 相見室長。

○相見基盤整備室長 続きまして、下段、農用地総合整備事業でございます。予算額712万7,000円、前年と比較しまして749万8,000円の減額となります。財源内訳といたしましては、国県支出金627万7,000円、一般財源85万円です。事業内容としましては、継続事業であります県営土地改良事業、換地計画関係業務を県から受託し、実施します。令和2年度は阿毘縁、印賀、白谷の3地区の予定をしています。主な執行経費は委託料272万4,000円です。また、令和2年度においては、国土強靱化3か年緊急対策の一貫としまして、令和元年5月に選定された町内5カ所の防災重点ため池のハザードマップの作成を国庫補助を活用しながら行います。主な執行経費は、委託料250万円です。財源としましては、国支出金としまして、ため池ハザードマップ作成費に250万円、県支出金としまして、県営土地改良事業委託金が377万円でございます。

続きまして、80ページ上段、農道等維持管理事業でございます。この事業は、町が管理する広域農道神戸上農林地一体農道等の農道の維持管理を行う事業です。令和2年度は、広域農道にあります丸山トンネル、大坂トンネルの2つのトンネルの点検を実施し、長寿命化修繕計画を策定します。予算額は1,388万円、前年と比較しまして501万円の増額です。増額の要因としましてはトンネル点検の委託料によるものです。財源は、国支出金400万円、一般財源988万円です。主な執行経費は、トンネル点検の委託料800万円、工事請負費としまして農道維持工事500万円です。財源は、トンネル点検業務に農山漁村地域整備交付金としまして400万円を計上しています。補助率は50%です。

○荒木委員長 森田技師。

○森田技師 続きまして、80ページ下段の国土調査事業になります。まず初めに、訂正をさせていただきます。中段ほどから表がございまして、こちらの表については、この表自体がちょっと誤りになっておりまして、省略して説明させていただきます。こちらが前年度の表が添付されておりましたので省略して説明させていただきます。

予算につきましては、本年度予算額1億2,332万6,000円。先ほど課長から説明がありましたように、国の補正の前倒しによって昨年度、前年度と比較して3,779万円の減となっております。事業量といたしましては、繰り越し分、現年分、合わせて本年度より若干ふえるような状況となっております。事業の説明については、地籍調査の重要性を周知して成果の利活用と事業の推進を図るということで、令和2年度につきましては、皆さんに調査、協力いただきましたところの閲覧作業として河上、茶屋、菅沢、湯河、神戸上、福塚、9.61キロ平米を予定しております。事業の進捗率としましては、令和2年度末で35.38%。面積111.69キロ平米ということになります。執行経費につきましては、調査・測量業務委託料として1億1,468万円。こちらの調査地区は霞の一部地区ほか11地区として、大字といたしましては、霞、湯河、茶屋、菅沢、河上、福塚、こちらと繰り越し分の神戸上を含めた大字に入っていく、調査測量で入っていくという形になります。

続きまして、1ページめくっていただいて、81ページ。調査事務費等ということで、主な事務費といたしましては、来年度から始まる会計年度任用職員の給料、手当、共済費等で448万4,000円となっております。合計いたしますと837万7,000円。次に、会費といたしまして26万9,000円、こちらを計上しております。財源といたしましては、国土調査事業費補助金といたしまして、対象事業費1億1,468万円の4

分の3の補助になりまして8,601万円となります。

○荒木委員長 安達室長。

○安達上下水道室長 そうしますと、81ページの下段になります。農林水産業費の農業集落排水事業でございます。先ほど説明申し上げました浄化槽事業と同じく、農業集落排水事業の運営のために、具体的には公債費の償還になりますけれども、下水道事業会計へ繰り出しを行うものです。本年度の予算額が6,357万9,000円で、前年度比較で24万7,000円の増額となっております。

○荒木委員長 相見室長。

○相見基盤整備室長 82ページ上段、単県土地改良事業です。予算額882万8,000円、前年と比較しまして46万5,000円の減額です。財源は、県支出金535万円、一般財源347万8,000円です。この事業は、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金を活用しまして農林基盤の整備を図るものです。執行経費は、原材料費としまして、原材料支給20万円の3カ所で60万円。地域施工方式によります交付金が7カ所、事業費1,028万4,000円の80%補助で822万8,000円です。財源は県支出金、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金535万円を計上しています。

続きまして、下段、治山事業です。令和2年度は、単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金を活用し、宅地裏の斜面の対策を行います。この事業は、平成30年度から継続して実施していますが、2年度におきましては、本年度、令和元年度に測量設計を行いました福塚、神福、福万来の3地区について事業を行います。予算額は8,965万円、前年と比較しまして2,855万円の増額となります。執行経費としましては、用地測量委託料としまして750万円、工事請負費8,100万円、用地補償費が115万円です。財源としましては、単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金、補助率が40%で3,586万円。地方債としまして、緊急自然災害防止対策事業債5,250万円。地元負担金が1件40万円の3地区で120万円となります。

続きまして、83ページ、林道新設改良事業でございます。予算額1億576万9,000円、前年と比較しまして3,789万4,000円の減額となります。事業内容としましては、林道内方線開設事業としまして国道183号と県営林道窓山線との接続を図るため、林道内方線の整備を平成27年度から実施しています。内方線に係る執行経費としましては委託料1,650万円、工事請負費2,000万円です。

次に、県営林道窓山線開設事業です。この事業は、県営林道整備に係る負担金及び用地

取得を行います。主な執行経費としましては土地購入費360万円、県営事業負担金825万円です。

最後に、林道船通山線落石対策事業です。平成30年4月に発生した落石についてのり面対策を行うものです。執行経費は工事請負費5,000万円、補償費50万円です。財源は、県支出金、農産地域整備交付金としまして、対象が船通山線の落石対策事業ですが、2,750万円、単県林道用地取得事業費120万円、過疎債が7,360万円です。

○荒木委員長 それでは、ここまでの質疑を受けたいと思いますが、80ページの国土調査事業の表が昨年度ということでありますので、これを後ほど提出していただきたいと思いますが。（発言する者あり）今、ありますか。（「今そこには用意はしてます」と呼ぶ者あり）用意はしてますか。（「かわりの説明資料を提出します」と呼ぶ者あり）提出ですか。

では、とりあえず提出していただくまでに、まず、78ページから質疑を受けます。

山本議長。

○山本議長 あんまりちょっとひどいんじゃないですか。決算審査をする資料がここにないというのはおかしいですよ。もうちょっと真剣に取り組んでもらわないと。

会議の前に配付するぐらいの配慮をしとかないとおかしいでしょう。委員長、強く言ってください。

○荒木委員長 はい。財原課長、一言お願いします。

財原建設課長。

○財原建設課長 国土調査事業の説明資料に誤りがありましたことについては、建設課のほうで最終的な確認ができてなかったということで御迷惑をおかけしております。2年度の事業実施につきましては、別途、先ほど説明いたしました令和元年度の繰り越し事業を含めた事業実施箇所を示す資料を提出させていただきます。申しわけありませんでした。

○荒木委員長 それは、いつ。今すぐできますか。（「できます」「ちょっと抜けさせてもらっていいですか」と呼ぶ者あり）どなたか、ここまでの説明でない方のほうが。83ページまで、とりあえず、順次説明していただきますので。

○財原建設課長 はい、国土の調査だけ、ちょっと。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 はい。

○久代委員 ちょっと発言。この予算の説明資料に誤りがあったというのは、いつわかったんですか、いつの時点で。昨年度のことを、まるで予算書に掲示してあるという誤りを

いつ発見されたんですか。それによって、当然、訂正の文章をきちっと予算審査のこの時点で提示されるべきだというふうに考えますけども、どうでしょうか。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 御質問の点です。資料の誤りにつきましては、議案発送が終わってからということが実態です。担当課のほうからは、今年度の説明資料にはこの表は添付しないということで、データを財政のほうに提出しておりましたが、その編集作業において機械的なミス、PDFに変換する段階でこういったことが起こったり、場所によっては数字が抜けたりということが起こったということで、説明資料を確認しながらきょうの説明に向けて点検をしてる中で見つかったということです。当初からこの表はつける予定ではなかったというところですが、余りにもわかりづらいことがありますので、改めて別紙で資料は出させていただきますと思います。

○荒木委員長 ということですが、皆さん、よろしいですか。（発言する者あり）

古都勝人委員。

○古都委員 事情は、今、わかりましたけれども、国土調査のところだけ質問をとめておいて、その間につくって持ってきてもらえば。森田技師におりてもらったがいいのかわかりませんが、その成果品自体はあるわけですか、データが。（「はい」と呼ぶ者あり）ほんなら簡単なことで。抜けてもらってもいいじゃないかと思いますが、どうですか、同僚委員。

○荒木委員長 皆さん、どうでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、森田技師に資料を作成していただいて、その間にほかのところを審査してまいりますので、よろしく願いいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、78ページ上段の井戸水等安定確保推進事業について質疑がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

続きまして、下段の合併処理浄化槽設置整備事業について質疑がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

続きまして、79ページ、簡易水道事業について質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、農用地総合整備事業について質疑がございますか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この中で、防災重点ため池の関係を伺います。

5カ所、町内にため池についてハザードマップを作成するという事なんですけども、まず、この5カ所、場所はどこかということをお教えいただきたいのと、今後、このハザードマップを作成するに当たって、ため池を今後も調査していくのかどうかということと、このため池に認定という表現があるんですけども、この認定に当たるその流れ、どういう形でその認定が行われてハザードマップを作成していくのかということをお伺いします。

○荒木委員長 相見室長。

○相見基盤整備室長 失礼します。防災重点ため池でございますが、町内5カ所選定を受けまして、字名でいきますと阿毘縁に1カ所、下阿毘縁に1カ所、神福に1カ所、花口に1カ所、三吉に1カ所の計5カ所でございます。防災重点ため池については従来からあったものなんですけど、令和元年度に見直しにより再選定を行ったというものです。背景としましては、平成30年7月豪雨により、従来の防災重点ため池ではない小規模なため池について甚大な被害が発生したというようなことを受けまして、防災重点ため池の選定基準が見直しになりました。従来は、ため池の規模によりまして堤体が例えば10メートル以上ですとか、貯水量が10万トン以上だとかというような基準で、ため池の規模によって選定されていたものが、今回は、決壊すると被害が出るおそれがある、民家等に被害が出るおそれがあるため池というところに着眼して再選定をされたものです。その結果ですが、日南町においては、従来、防災重点ため池はなかったんですけども、今回新たに5カ所の選定を受けたというものになります。選定された防災重点ため池につきましては、令和元年度中に場所の把握と緊急時の連絡体制、浸水想定区域というものを町と県と一緒に作成しまして、国と県の方針でハザードマップの作成も実施するという事で、取り組んでまいりたいというふうに考えています。また、令和2年度までの国庫補助の事業がありまして、その事業が国庫補助率100%の事業でございますが、それが令和2年度までということで、財政的にも有利な令和2年度にハザードマップの作成までを行いたいというふうに考えています。（「来年度以降も」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 岩崎委員、ちょっと待ってください。

以上で、説明ですか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 済みません、来年度以降はこの事業というのは、とりあえず、この5カ所が防災重点ため池、町内にはこの5カ所ということで終わりでしょうか。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 現在の5カ所につきましては、平成30年、令和元年度におきまして県、町職員で見回って、それと新しく防災重点の認定の基準に達するものということで5カ所を選定しております。今後につきましては、全県におきましては、この防災重点、まだまだハザードマップ等はこれから、まだ、2年、3年かけて事業をするというような計画を持っておられます。また、町につきましては、ため池の台帳が136カ所だと思えますが、全部でため池があります。これも、順次、定期的になり点検が行われますので、例えば老朽化だとかそういったようなことで該当するものがあれば、そういった防災重点のため池の指定をするというような形になると思います。いずれにしても、この防災重点につきましては、今後、災害級の雨が降雨等、また、ため池ですと地震とかそういったものも関係するんですが、そういった災害が起こったときに重点的に優先的に点検、それは管理者、所有者、そういった者が、先ほどもいいました連絡体制をとりながら点検をするという仕組みになっていきます。ですので、必要があれば認定の追加というのはあるというふうに考えております。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 このため池のハザードマップですけれども、従前から総務課のほうで町内のハザードマップつくっておりますけれども、結局、この調査をして詳細な被害を受けるであろうエリアが決定したりした場合、その町の、今作成して各地域、レッドゾーンだイエローゾーンだということで説明をしておるんですけれども、そこに追加をしていくということになるわけでしょうか、最終的には。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 御指摘の点です。当然、これにつきましては危険箇所であるというのは、公共施設なり人家なり、そういったものに被害が想定されるということで指定されます。それを地域として、当然、そういった危険なため池が、大雨が降ったりすると、地震があったりすると危険なため池があるということは周知していただく必要はありますが、基本的には、日ごろ維持管理、使用されてます所有者さんなり使用者さん、それとその周りの関係者、そういったところが一義的には点検管理の対象者というところになります。ただ、全体的にそういった危険箇所がため池にもあるという周知は、今後とも図っていく必要があると思いますが、まだ、そういった点では、防災重点のため池が指定されますと、県の地域防災計画ですか、そういったところでレッドゾーンとかと一緒にすることで箇所数の台帳

が整って、それが、次には町の防災計画のほうに反映されていくという形ではあります。ただ、地域的にはどこにそういったため池があるということは住民の皆さんのほうがよく御存じだと思いますので、異常気象のときにはそういった危険があるということは周知を図っていききたいというふうに思います。

○荒木委員長 続きまして、80ページ上段、農道等維持管理事業について質疑はございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ここでいう農道管理とは少し違うんですけども、従来から県営圃場整備事業で整備した農道等について、地区ごとに管理委員を委嘱されて管理をされてきた経過があります。3年任期で、3年ごとに町長から委嘱状が出されておったと思いますけど、最近、それがなされていないと思いますが、こういうやり方がいいかどうかということも含めて、地区再編とかはそういうやり方をされてないと思うわけですけども、しかしながら、地域で、特に地主が直接農業をしないという実態もかなり出てきてます。入作で地域外から営農のためにその農道を使われてるというような方がふえる中であって、その農道そのものの維持管理について、例えば、目的外使用等についての管理が、今後心配をされる点もあるわけですけども、とりあえず、これまでにありました3年間の委嘱してその管理をお願いをするっていう取り組みについて、されていないという状況を改善をしていただきたいということと、全般的な維持管理のあり方について検討をする必要があるのではないかと思います、どうでしょう。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 県営事業等で整備しました農道の目的外使用ということで、これまで事業を推進していただいた旧土地改良区の役員さんにお世話になって継続していたものです。御指摘のとおり、3年任期だったと思いますが、町のほうから委嘱してそうした農道等に異常がないのか、それとか、最近では林業が盛んになりましたので、木材搬出等に使いたいというようなところで、使用前と使用後に特に損傷がないのかというところで、地区委員さんということでお世話になっておりました。御指摘のとおり、ここ、多分5年ぐらい更新はしておりません。今ありますように、当時の改良区の役員さんも確かに高齢化されて離農されて、それということで、地区を熟知されてる若い方がなかなか交代なりそういったところがうまくいっておりません。そうした今の御指摘のとおりもあります。現状の耕作者なり農道の主たる管理していただいている方々と改めてちょっと見直して、この目的

外使用のための地区の委員さんというあり方を全町にわたって見直していきたいと思えます。手続が確かに怠っている点もありますが、委員の皆さんも世代が変わっておられるというところもあって、実情に合わせたものに変えていきたいと思えます。

○荒木委員長 よろしいですか。

そうしますと、下段の国土調査事業に移りたいのですが、その調査地域の資料がお手元のほうに届きましたでしょうか。（発言する者あり）

それじゃあ、国土調査事業について説明をお願いします。

森田技師。

○森田技師 済みません、資料を訂正させていただきました。申しわけございませんでした。今、お手元にお配りした資料が令和2年度実施予定ということで上げさせていただいております地区でございます。カラーの資料となっております。青色の部分が既に作業を終わっているところでありまして、令和1年度補正と書いてある黄色の部分が補正繰り越し分になります。令和2年度要望としまして上げておりますのがピンク色に示したとこであります。ここの図面でいきますと、上から2番目の河上、霞、続いて茶屋、菅沢、湯河、福塚、こちらの地区に令和2年度の中に入っていくことになりまして、それに加えて補正部分の神戸上が黄色になっておりますけど、神戸上のほうも事業を進めていくという流れになります。調査合計面積といたしまして17.31キロ平米ということで予定しております。

○荒木委員長 国土調査事業については、町民の皆さんも大変関心のある事業でありますので、気をつけていただきたいと思えます。

それでは、この件に関して質疑はございますか。

大西保委員。

○大西委員 最初に出されたこの表なんですけど、この表は、これは正しいと、最初に出されたやつが。この表は2年前、3年前の表を出された用紙が、フォームがね。去年はこういった表が出てません、その前も出てません。3年前にこの表が、このグラフが出たぐらいの表が、どこでどの地区やるかと。去年もこのような表を出されましたか、予算の説明のときに。

○荒木委員長 森田技師。

○森田技師 去年は御指摘があったように表の資料は出しておりません。ただ、バックデータとしてはつくっておりました。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 それで、昨年、予定等の進捗率とそれから達成率というんですか、それを聞きまして、実際にやはりここに書いていただいている令和2年度の見込み数字、進捗率であるとか何キロ平米と書いてあるんですが、実際の実績が一つは進捗見込みで令和元年度32.33%になっておりますが、これは、計画に対してどれぐらいの率だったのか。要するに、令和元年度の目標に対しての、ちょっとそれを幾らだったのかわかりますか。

○荒木委員長 森田技師。

○森田技師 昨年度の予算説明の際は、令和元年度末で32.87%ということで報告させてもらったんじゃないかと思うんですけれども、実際、本年度、計上しております元年度末が32.33%。こちらについては、この計上の仕方の考え方として、地元の方に閲覧といって図面を見ていただいた作業が終わるまでを考えております。その作業が終えられなかった地区が、ことしでいきますと一地区ございましたので、その部分が進捗率が下がった原因となります。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほど、カラーの資料をいただきまして、みんなが注目しておるのは、茶屋のCで行われとりますこの実績が出たようでございますが、リモートセンシングですね。元年とE1とE2までできとるようでございますが、精度はどの程度のもんでしょうか。いわゆる、実質これまでやってきた方法とこれでやると若干の精度の差があるのかなのか、お聞かせをいただきます。

○荒木委員長 森田技師。

○森田技師 精度の差ということなんですけれども、具体的になかなか言いづらいところがあるんですけれども、精度の区分としましては、乙2という区分なので、筆界点から筆界点までの境界の誤差としては50センチぐらいまでは許されるっていう精度の中で範囲を行う業務になります。なので、今まででしたら、20センチ程度だったところを50センチぐらいまでは余裕を見た精度の区分で作業を行いますので、それについては、その精度内におさまる成果がおさめられていると思います。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 その基準が私わからないんですけれども、その50センチの誤差でも、いわゆる登記は可能と、許されておるということでしょうか。

○荒木委員長 森田技師

○森田技師 まだ、登記まで進んだ地区は、茶屋で始めたばかりなのでないんですけれども、今、法務局とも県のほうから連携をとり合ってもらって、登記に向けては進めれるということで確認はしております。

○荒木委員長 この事業に対して、ほかにございませんか。

山本議長。

○山本議長 まず最初に、この予算審査に臨む姿勢を改めてお願いをしたいと思います。事前に誤りがある資料ということについては、こういうふうに最初から配付をしていただきたいというふうに強くお願いを申し上げたいと思います。前年度に比較して今年度どうかというように、議員は比較をしながら予算の審査をしておりますので、事前に資料については配付をしていただきたいと強くお願いをしておきたいと思います。

お尋ねしたいのは、先ほど古都委員言われましたけれども、リモートセンシングですが、これは茶屋のCのというのは実施済みとありますが、E 1、E 2で、次にことし、令和2年要望です、H工程まで進むということで、2段階でとんとんと進むもんなんでしょうか。事前に境界の立会でしたか、事前に林地の役員さんが確認をするというような事業があったと思いますが、そういう事業を重ねた上で、何年でこのH工程まで進むのか教えていただきたいと思います。

○荒木委員長 森田技師。

○森田技師 済みません、資料が訂正があった点は、改めて申しわけございませんでした。

先ほど質問がありました、ここでいきますと茶屋のCのリモートセンシング。令和元年度にE工程実施しておりまして、令和2年度、赤色で示しているところが令和2年度ということなんですけども、基本は2段階で進むというのが基本となります。

○荒木委員長 山本芳昭議長。

○山本議長 そうしますと、下のDですけど、これは令和2年でE 1、E 2をやる。来年度、令和3年にはもうH工程まで進むというふうに理解してよろしいですか。

○荒木委員長 森田技師。

○森田技師 令和3年度にはH工程まで進むということです。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 御質問のリモートセンシングです。これまで、地籍調査事業は関係する土地所有者がお互い立会してその境界にくいを打って合意して、それを測量して登記に進める書類をつくるという流れで、おおむね、今約今4年ぐらい、始めてから、着手して

からかかります。このリモートセンシングは、その現地で関係者が立ち会うということは基本的には実施しないと。そのかわり、一昨年 of 林の事業でやりましたレーザー航測、今、飛行機からレーザーを当てて地形を判読できるという、かなりな精度が高められた地図のデータがあるということで、これを現地でなく集会所なり、そういったところでそのデータを見ながら、ここが境界だよということが合意できることが前提で進められるものです。ですので、当然、現地に行っていくを打って、それを人の力で測量をしてというところが省略されますので、ここでいいますE 1、E 2、この調査工程で境界さえ合意ができれば、あとは座標とかの図上でできるというところが工程短縮になるというところが、新しいそういった取り組みということで全国的に始まったところです。全国で5例だったっけ。

（「4」と呼ぶ者あり）全国でも4つの市町で始めたばかりのところでありまして。今回は、山村境界基本調査ということで、国の調査で境界点には最低限なくいがありましたので、おおむね、所有者も共有山だとかそういったところで、比較的個人がぶつかり合うようなところも少なかったもので、基本的な合意はあつとります。得られましたので、順調に進んでおります。まだ、県内では八頭町のほうでやっておりますが、そちらのほうは1,000筆からあるという、1,000筆からあるということで、そういったことがどうやってできるんだらうかというところでも、やっぱり私らからいけば、密集したところなり利害関係が生じるのところはどう整理するのかというのは、そうしたところもこのリモートセンシングを推進するに当たって、課題を整理しながら、できれば、なかなか、今でいけば45年ぐらいかかるんじゃないかというようなペースですけども、それを短縮して完了できるというふうに事業のほうを持っていきたいと思っております。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 重ねて伺いますけども、先ほどの説明では、50センチぐらいの誤差と。いわゆる、GPSでの処理が普通20センチ、今の画像解析等で20センチぐらいのものでしたら衛星からでも判別がつくというような時代になってきましたけども、いわゆる三角点をどこにあるかわかりませんが、私、現地の。いわゆる、筆界で50センチ違えば、次の筆界では1メートル違う理屈になりますよね。特定な三角点から基準をとって、筆界ごとに50センチずつ違っていけば、戻る場合もあるかもわかりませんが、50センチ、基本的には筆界で、1筆で50センチの差が出るということになると、2筆向こうだったら1メートル、3筆向こうなら1メートル50というように差が出てくるんじゃないかと思っておりますけども、そういったものの補正はどうしてやるんですか。いわゆる座標登録が法務局の

ほうでそれでもできるのかどうか、ちょっと疑問に思ったんですが、実際には何かの技術があって補正をされて、いわゆる地区全体の周りをはかって調整するとかいうやなことでもやっておられるんでしょうか。

○荒木委員長 森田技師。

○森田技師 基準点の、先ほど、誤算の範囲は50センチ程度と話させてもらったんですけど、実際には、その50センチもあるところがあるかどうかというのは確認はできてないんですが、50センチの範囲までは許されるということで話してもらったところでありまして。先ほど言われた筆界点については、今回の場合でいきますと、山村境界を事前にやった地区でございます。そこの地区については多角点、基準点をもう周り外周回っている地区でございますので、そこの基準点から筆界点を確認していく作業になると思われまして、基準点は何もないところだと、今言われたような、古都委員からの指摘があったようなことが起きる可能性があるんで、ちょっとその対応については、今後どういった対応ができるかというのは検討していく必要があると思います。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほど、課長のほうから説明があった共有とか、いわゆる個人での利害の少ないところはまあいいし、今、技師から説明があったように、多角点が既に設置してあれば、周辺測量があらかたできるわけですのでいいのかもわかりませんが、これをもって、どうですか、日南町の残りのところが加速できるのかどうかということになると、その前に作業せんと、いわゆる図根三角点以外、多角点がなけりゃなかなか難しいとは思いますが、そこら辺は、今の林業関係との調整は今後もつけていかれるということで理解してよろしいでしょうか。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 リモートセンシングの件につきましては、境界点にはくいを打たないというところがあって、それに補足する資料によって合意が得られればというところでありまして。最終的には、登記所に行きますとその座標管理というのが生じますので、これはレーザー航測でも基準点が設けられております。それが使えるのか。それと、実際登記用の座標に補足する基準点を追加する必要があるのか、そういったところは新たに始めるところについては、今後確認をしながら進めたいと思います。

林業のほうとの関係です。これを今、町の推進協議会で進められるところがないのかということで、各まち協におられます推進委員さんのほうにも問いかけ、こういった事業の

中身ですということを説明しながら取り組みを拡大しようというふうに、今後、予算も見込めますので、しようとしておりますが、まだ、なかなか、一般的なところで手が挙がるという状況ではありません。やはり、現地にくいがないというところは、一つの最大の支障かなというところはあります。ですので、共有山である程度管理されてる方があるとか、山の施業をしっかりと、例えば森林組合とかそういったところで、山の境界とかあのあたりがある程度の資料があるとか、そういったところでないとなかなか実際これを取り組んでみようというところは、今のところ少ないなというふうには感じております。ただ、こうしたところで、予算が、これが例えば強化されていくということになれば、町内でも、さすがに今から40年待ってでもくいを打つというところはさすがにないっていうか、どこかで見切りをつける必要があると思いますので、推進できるところからやっていきたいというふうに思います。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 そうしますと、今の話を総合しますと、そういった技術の習得や、いわゆる進捗率の確保等を考えた場合には、例えば、町有林あたりの大きな面積で、いわゆる町が所有しとるとこなんかはどんどん進めて技術を高められれば、先ほど課長が言われたように、人家の近くなんかは利害関係が出るわけですから、それまでに練習を兼ねて、町有林1,800町歩ですか、このあたりでしたらやりやすいんじゃないかと思いますが、そこら辺お考えはどうでしょうか。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 事業推進におきましては、町有林というのは取り組みやすい場所ではあると思います。ただ、国の国有林は基本的には地籍調査を実施しないというところもあって、その限られた事業費の中で町有林、基本的には農林課のほうで管理をされたいと思いますが、そういったところに、民有林のところへ優先して予算をしいのかという疑問はあります。やはり、そうしたものは、行政として町有林は別のところで管理はしておりますので、取り組みたいと、地籍調査を進めたいというところには、やはり優先して予算を配分していきたいなとは思いますが、リモートセンシングは予算つくけどどこも手が挙がらないということになれば、町有林とかというのもあり得るというふうには考えます。

○荒木委員長 それでは、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次のページに移っていただきまして、下段、農業集落排水事業について質疑はご

ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

82ページ上段、単県土地改良事業について質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、治山事業について質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

古都勝人委員。

○古都委員 治山でありますけれども、箇所数が3地区ということですが、この、いわゆる着工する順番の決定あたりは、何か基準を持って選定しておられますでしょうか。

○荒木委員長 相見室長。

○相見基盤整備室長 令和2年度に取り組んでいる3カ所につきましては、平成30年災で被害報告ありましたもののうち、宅地裏等に係る斜面について全箇所回らせていただいて、あと、単県小規模急傾斜と別に単県斜面という事業もございまして、そちらのほうで5カ所、単県小規模急傾斜地のほうに5カ所ということで事業化はさせていただきました。それで、30年度予算において単県斜面のほうは事業完了ということで、あわせまして、単県小規模急傾斜地のほうは少し難易度が上がってくる事業でございまして、県の予算配分によりますが、元年度予算で2カ所、2年度予算で3カ所の予算を計上しております。県の予算配分によってなかなか一概には言えないところもございしますが、なるべく、崩れて家のほうにも土砂が集まっている箇所とかというところを優先的にさせていただいてるつもりでございます。

○荒木委員長 そうしますと、83ページ、林道新設改良事業について質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、ないようですので、84ページ、土木一般管理事務から、90ページ、公共土木施設災害復旧事業までの説明をお願いします。

相見室長。

○相見基盤整備室長 そうしますと、84ページ上段、土木一般管理事務でございまして。予算額2,788万6,000円、前年と比較しまして827万5,000円の減額です。主な執行経費としましては、職員給与費4名分で2,729万円。各種期成会等の負担金及び分担金としまして42万2,000円を計上しています。

続きまして、下段、道路橋梁事業です。予算額320万円、前年と比較しまして130万円の減額です。減額の要因としましては、令和元年度におきましては、町道台帳整備に係る委託料を計上しました。これは、三吉バイパスの完成に伴う旧道の移管を受けまして、

町道台帳の整備を行ったものです。執行経費としましては、工事請負費320万円。交通安全施設設置工事を行い、町道等の区画線及びカーブミラーを設置します。

続きまして、85ページです。道路維持管理事業です。予算額2億5,716万9,000円、前年と比較しまして3,739万1,000円の減額です。これは、平成24年度から受託して行いました県道維持工事の取りやめ、また、令和元年度におきましては、トンネル点検の委託料としまして計上したことが要因となります。

最初に、道路維持管理事業のほうですが、予算額が8,055万7,000円。この事業は、町道の維持・修繕・管理を行うものですが、またあわせて、交付金・過疎債を活用してのり面対策、舗装修繕を実施します。主な執行経費としましては、委託料として下石見地内の町道霞福塚線のり面対策事業の用地測量費300万円。工事請負費としまして、町道維持工事2,000万円、舗装修繕工事2,500万円、のり面対策工事2,500万円を計上しています。

次に、除雪事業です。予算計上額1億7,661万2,000円。主な執行経費としましては、車両整備・修繕費1,500万円、町道除雪委託料5,000万円、県道除雪委託料8,000万円、備品購入費としまして、除雪機械8トン級ドーザの更新に1,650万円、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業補助金に100万円を計上しています。主な財源としましては、防災・安全社会資本整備交付金2,846万円。県支出金、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業50万円、県道除雪委託料8,000万円、過疎対策事業債4,450万円です。

続きまして、86ページです。道路新設改良事業です。予算計上額7,554万4,000円、前年と比較しまして1,399万円の増額です。この事業につきましては、社会資本整備総合交付金等の交付金を活用しまして道路改良事業を行うものです。令和2年度は、継続事業であります生山印賀線、大菅阿毘縁線の改良工事を行います。また、県営白谷地区基盤整備事業に係る町道拡幅の要望を受けまして、測量設計を実施し、基盤整備事業との連携を図りたいと考えています。主な執行経費は、委託料300万円、工事請負費5,000万円。財源は、社会資本整備総合交付金3,000万円、補助率は60%です。過疎対策事業債2,550万円です。

また、あわせて、継続事業であります生山印賀線・大菅阿毘縁線・霞福塚線の現在の状況について説明させてください。町道生山印賀線については、用地交渉が難航していましたが、令和元年11月に解決に至りました。内容としましては、町道拡幅により兼用

護岸を河川側へ張り出すために、対岸の山林の一部を買収して護岸を広げる必要がありましたが、その山林の所有者から現地の所有権に相違があることを主張され、同意が得られなかったというものです。現在は、土地の境界確認を終え、登記資料及び補償費の算定を行っておりますが、土地の使用工事には内諾をいただいております。また、大菅阿毘縁線ですが、冒頭、課長からも説明ございましたが、長年の懸案事項でありました保安林解除が令和元年12月に解除となりました。令和2年度におきましては、現在改良済み区間の阿毘縁側の現道すりつけを保安林の掘削工事と併用して実施したいというふうに考えています。また、霞塚線については、現道部に保安林が残っているというような状況で保安林解除に難航しましたが、県と協議を重ねて資料を作成しまして、令和2年3月2日に保安林解除申請を提出しました。今後、保安林解除を待って、令和元年度の繰越予算で保安林部の掘削工事を行いたいというふうに考えております。

続きまして、87ページ上段、橋梁維持管理事業でございます。この事業は、橋梁の維持管理を行うものですが、令和2年度には、平成27年に点検を行った橋梁82橋の点検を行います。また、長寿命化修繕計画、令和元年度の点検結果に基づきまして、橋梁修繕に係る委託料を予算計上しています。予算額4,600万円、前年と比較しまして2,900万円の増額です。これは、橋梁の点検数と修繕委託料を計上したことが要因となります。執行経費は委託料4,600万円で、財源は防災・安全社会資本整備交付金、補助率が66%で2,640万円。過疎債が830万円です。

次に、下段、河川総務一般管理事務です。予算額652万2,000円、前年比増減なしです。この事業は、町が管理する普通河川等の維持管理、修繕を行うものです。主な執行経費としまして、30年度から実施しています緑屋川護岸修繕工事を交付金を活用して450万円で行います。また、河川維持工事に2,000万円を予算計上しています。財源は、電源立地地域対策交付金440万円、緊急自然災害防止対策事業債200万円です。

○荒木委員長 安達室長。

○安達上下水道室長 続きまして、88ページ上段です。土木費の県営住宅維持管理事務となります。この事務につきましては、従来どおり、三栄の伯南第一団地10戸と、霞の伯南第二団地5戸の維持管理を行うものです。主な執行経費といたしましては、需用費、役務費の郵券料等、また、使用料、コピー機の使用料を支出しております。前年度比較で9万2,000円増の59万7,000円の予算とさせていただきます。財源とい

たしましては、全額が県営住宅の管理委託費というところで県からの委託費を財源としております。

続きまして、下段、住宅管理事務でございます。こちらにつきましては、いわゆる町営住宅及び特定公共賃貸住宅と呼ばれる住宅77戸、その他、町の普通財産の住宅7戸について維持管理を行っておるものです。昨年と比較しまして688万9,000円の減額となっております。この要因としましては、冒頭、課長が申し上げましたとおり、今年度当初予算で計上させていただいておりましたカンファット日南団地3戸の外回りの修繕工事が年度内完了が非常に難しい状況でございます。これについて繰り越しをさせていただいて、新年度につきましては新たに予算を計上しないという形で執行をさせていただきたいと思っております。こちらの部分が688万円と前年比との差額となっております。あとの維持管理に係る費用としましては、おおむね前年どおりとしております。特に、建物設備修繕費の中ではボイラーを定期的に更新を行っております。5台程度交換をいたしますけれども、今年度の実績等に基づきまして若干金額を調整させていただいております。あと、大きなものでいいますと、なごみの里の鳥取県の住宅供給公社に負担金としてお支払いしているもの、これが令和19年度まで支払いが続きますけれども、こちらのほう186万3,000円計上させていただいております。財源といたしましては、住宅の使用料631万2,000円及び町営住宅の集会所の使用料1,000円として、全て住宅関係の使用料というところで賄いたいと思っております。

続きまして、89ページ上段です。定住促進施設維持管理事務でございます。こちらにつきましては、定住促進施設のいわみにし6戸について管理を行うものです。現在、いわみにしにつきましては、入居が6戸中3戸という状態でございますが、当初予算につきましては、また入居の見込みがあるというところで、前年度と同様の48万9,000円の予算を計上させていただいております。財源のほうは、使用料のほうが43万7,000円、一般財源が5万2,000円とさせていただいております。

下段です。短期滞在型専用住宅管理事務です。こちらにつきましては、お試し住宅6戸及び高齢者ショートステイ住宅6戸の維持管理を行っております。若干、需用費のほう見直しをさせていただきまして、4万6,000円減の219万7,000円の予算とさせていただいております。財源といたしましては、使用料が175万4,000円、その他を一般財源とさせていただいております。

○荒木委員長 相見室長。

○相見基盤整備室長 90ページ、災害復旧費でございます。上段、耕地災害復旧事業。今年度予算額600万円です。執行経費は委託料600万円。これは災害発生時に災害査定を受けるため、早急に測量設計を発注するための予算になります。

次に、中段、林道災害復旧事業。本年度予算額500万円、前年比増減なし。執行経費は委託料500万円です。

次に、下段、公共土木施設災害復旧事業。本年度1,670万円、前年と比較しまして1,730万円の減額です。主な執行経費は、委託料900万円、工事請負費770万円です。

○荒木委員長 そういたしますと、ただいま説明をしていただきました質疑を行います。

84ページ、上段、土木一般管理事務の質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、道路橋梁事業、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

85ページ、道路維持管理事務について質疑はございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 昨年の経済福祉常任委員会でも検討、協議されたと思いますけど、町道の維持管理であります。5工区に分けて事業者建設業者に管理されとりますけども、それが年4回と異常気象時のパトロールということなんで、プラス小修繕ということでしょうけども、本当にその業者によって差があるとは思いますが、定期的な管理がされていないところが見受けられます。特に集落内は住民の方がかなりやってくれますけども、峠付近の側溝が土砂で埋まったまんまで水があふれとるとか、そういうようなところが数カ所、ところどころ見受けられます。やっぱり点検マニュアルとかチェックシートとかそういうことも含めて、どの業者が担当しても一定レベルの管理ができるような取り組みを求めたいと思いますけども、どうでしょうか。

○荒木委員長 相見室長。

○相見基盤整備室長 御指摘のありました維持工事のパトロールにおける点検マニュアルについてでございますが、現在、令和2年度に向けて工事発注の準備のほうを行いつつありますが、工事発注時に、最初の段階としまして、パトロールの記録簿について統一化を図りたいというふうに考えております。その中で試行錯誤、パトロール等しながら、業者と相談しながらよりよいものをつくっていかねばというふうに考えております。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 それと、やっぱり建設課の職員も年に1回か2回は回ってみて、きちんと管

理がされてるかどうかの確認もしていただきたいと思います。帳簿上だけの管理じゃなくて、書類だけの管理じゃなくて、やっぱり現地を見ていただく管理、監督をしていただきたいと思います。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 御指摘のとおり、町道、県道もありますが、維持管理事業、業者だけでは十分な目で見回れてない。職員が異常があるところをチェックし切れてないということはこれまで御指摘あったとおりであります。職員のほうにつきましても、自分の仕事で行った現場で異常があれば建設課の中ではLINEでこういった穴があいてるよとか、不都合があるっていうようなところはやりとりをするように、少しでも早く対応できるようにということで行って、それを徹底していきたいと思いますし、やはり枝線までの町道、なかなか目が行き届きません。やはり住民さんからの情報というのも大事なところで、そういった点で自治会長さんや、あとまち協の会長さんなり声をかけていただくことも引き続きお願いしながら、そうした維持修繕に努めていきたいというふうに思います。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 除雪の関係ですけれども、いわゆる町外の除雪があって町内の除雪がおくれるというようなことが過去経験がありますけれども、広瀬土木にしても南部町にしても非常に急傾斜で、雪の量にもよりますけれども、除雪の時間が雪の量ではしばらくかかると。したがって、かえって町内の除雪をするときに、いわゆる出勤時間等に間に合わないというようなことが雪のぐあいではあっておりますけれども、そこら辺の除雪の順番ですね、ここら辺についてどのように考えておられるか、お聞かせをいただきます。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 町内だけでなく、建設課のほうでは県道の伯太側なり、南部町の一部、一軒家であるところにつきましても、なかなか隣から実施するということが困難なので、日南町のほうが近いということで何カ所か受けてる場所があります。そうした中で、基本的には通勤時間の7時までには本線をかかようというところではありますが、やはりそれ以外、それでおくれてるというふうには余り認識はしてなかったんですけども、町内においても本線が7時までにはやれるけれども、枝線になるとやはり昼近くまでかかるというような、早く除雪してほしいという要望はこれまでもあっております。なかなか機械をふやせば、オペさんをふやせばというようなところでも対応できないところもありますので、御理解をいただきながら、除雪の順番経路につきましても、最終的にはオペレーター

さんに確認をしていただきながら、まずバス路線、それと生活道路でも集落を結ぶところ、重要なところ、その次につきましては、枝道の、突き当たりの一軒家なりそういったようなところで、オペレーターさんの判断の持ち分のエリアの中で早期に除雪をするということで努めてるところであります。そうした中で、やはりどうしても遅いとかそういったところもありますが、枝道の小さいところに関しましては、総務課で事業を起こしました集落除雪機械支援事業ですか、そういったもので集落の方にも対応していただくなり、そういったものにも使えるような体制を整えて、早期除雪につきましては、すべからく7時ってというのは正直困難なところですけども、生活の通勤時間等、できるだけ対応については検討して、改善を進めながら進めていきたいと思っております。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 本線、支線、同時には全部かけないわけですから、そこは理解しておりますけども、やはり他県が先で地元が後だとか、他町が先で地元が後だというのは、感情的にその地域の者は町を先かくべきじゃないかという思いがあるわけで、そこら辺が払拭できればなと思って質問したところですが、そこら辺も雪のぐあいだと思いますけども、また課の職員の皆さんも検討して見ていただきたいと思っております。

○荒木委員長 そういたしますと、86ページ、道路新設改良事業について質疑はございますか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 まず、ちょっと確認させていただきたいんですけども、昨年度の予算で工事請負費、生山印賀線、霞福塚線、内方線、4,000万円計上されてて、それで、繰越明許費で霞福塚線改良事業、1,150万でちょっと出てるんですが、これは場所はどこでこういった工事でしょうか。

○荒木委員長 相見室長。

○相見基盤整備室長 令和元年度の繰越予算1,150万円については、三吉、無坂のほうに上がりまして右手に保安林がございまして、その掘削工事を予定しています。霞福塚線です。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 わかりました。それが3月2日に保安林解除の申請をされたということで、じゃあ理解させていただきます。それで、あそこの工事なんですけど、保安林があつてずっとちょっと工事ができないというふうに説明を受けておるんですけども、やはり地元か

らは途中で工事が投げられておられるような感じで進んでないと。川のほうには土のうといますかトンパックが積んであって、それももう中の土、砂ですね、砂が破れて砂が川のほうに出てるんですね。あとは、ちょうど坂道上がっていきますから細かいし、ことしは雪が降ってないのでそんなに除雪はないですけども、ただポールが立っててロープが張ってあるだけ。夜間は光りますから比較的好いんですけども、カーブでもありますし、家も一軒あって出入りされるときにすごく多分気を使われるので、早くやってほしいという声が非常に多く、いつされるんだということなので、ちょっと今後の工程伺いたいんですが。

○荒木委員長 相見室長。

○相見基盤整備室長 霞福塚線につきましては、昨年度、平成30年度に護岸のつけかえ工事をしまして、それから保安林解除ということで途中中断している状況でございますが、去る3月2日に保安林解除の申請までできましたので、今後、秋ごろ、保安林解除に3月から6カ月程度かかりますので、それを待って9月ごろの工事発注で、令和2年度中には今の1,150万については完了したいというふうに考えております。

また、継続事業が3地区ございまして、交付金の配分等にもよって左右されますので、今隔年で事業のほう予算をつけて行っておりますが、今後こういった形で進めるべきなのかというのをもう一度協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 予算の関係がありますから一度にはできないと思うんですが、そうすると9月ぐらいに保安林の部分、ほんの多分一部だと思うんですけども、例えば工程がある程度できたときに、以前、数年前に地図とか色を塗り分けした、何年にどこをするというような地図は、ちょっと地元説明会はさせていただいて、すごく気が遠くなるような思いをしたんですが、またそういったちょっと説明会もできたらしていただきたいし、実際に危険な部分もありますので、早急な着工をお願いしたいと思います。

○荒木委員長 回答ありますか。

相見室長。

○相見基盤整備室長 また工事の着手時には説明に行かせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○荒木委員長 近藤委員、関連ですか。

○近藤委員 若干関連です。

○荒木委員長 では、近藤仁志委員。

○近藤委員 済みません、保安林解除というのが、いわゆる6カ月から上かかるということですが、これ、工事が始まってここに国有林があるというのを把握されてから、この申請するまでに結構な時間を要してるように思うわけなんです。その手続というのがそんなに時間がかかるもの、書類の準備などにかかるのか、その辺をちょっとお伺いします。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 保安林解除の手続につきましては、最初に話をしました、大菅阿毘縁線のこともあります。これが日南町としては発端だとは思いますが、これの解除で約6年近くかかっております。今、保安林の解除の手続というのは、かなり国の審査、許可を受けないといけないということで、特に公共事業ではかなり、日南町だけでなく全国的にすごく審査が厳しくて、なかなか解除同意が得られないというのが実情であります。今回の霞福塚線につきましても、農免道路に引き継いだところに保安林の解除がされてない場所があるということで、過去の県が行った工事からさかのぼってその理由書、説明をつけてということで、その事務量というのは膨大であり、今、囑託の職員がほぼつききりというような状態で、今月やっと申請までたどり着いたということです。ここにつきましては、そういった事前協議が比較的調整ができたと思いますので、多分予定どおり工事が進められるんじゃないのかなというふうには思っております。保安林につきましては、なかなかこれまでの過去の経過で、今すごく公共事業は支障になっておりまして、そうしたものは本当は事前にきちんと調査をして、時間がかかるんならそれなりな準備期間をもって進めたいと思いますし、先ほどの櫃田委員さんのほうからもありましたが、事業のほうについては、工事的には、例えば霞福塚はあと4年かかるというような説明を地元のほうにこれまでできております。ただ、社会資本の交付金につきましては、改良につきましては年々減らされてると。防災安全のほうは伸びてるんですけども、その分、改良のほうは予算配分が抑えられとるところもありまして、町内あと3路線、そういったところの事業費を確保しながら順番にというようなところがありますので、必要な説明のほうには出向きますが、やはり年数がかかってくるかなとは思いますが、ただ、全体的に改良が均衡に進められるようにというようなことで予算配分のほうを引き続き考えていきますので、その中で保安林解除というのも事業計画として時間をとるというような手法もとっていきたいと思います。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 大変内容よくわかりましたけど、ここに保安林があったということは事前に

わかったということで、手続がこんなにたくさんかかるということは、やっぱりそれなりの準備をしていただきたいと思います。やっぱり工事が始まったら地元住民は一刻も早い完成を待ち望むものですから、それで、これ、国等の調査とか要望とか聞いて申請をされるわけで、要するにこの申請をされたらほとんど間違いなくオーケーが出るというようなニュアンスでよろしいですか。いろんな準備されると思いますけど。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 保安林解除につきましては、逆です。国からの修正なり、保安林としての機能をいかに保持するかという条件が逆にいっぱいついてきますので、そのことで、申請すればという段階では、申請して国がどう判断するかですが、今回はあらかじめ県の中でも通りやすいように調整していただいているところだと思います。その逆で時間がかかったのが先ほどの阿毘縁の件はそういったところで、かなりな修正修正が積み重なって年数がかかったというところであります。ただ、全体的にどこの公共事業に関しては、この保安林はすごく厳格に実施されておりますので、林野庁の判断、林野庁の担当によるというところが多分なところを占めております。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 いろいろと質疑があるようですけども、町道は地域住民にとって非常に重要な、大切な生活道路であるという位置づけの中で、この地域の要望と改良について、地域の要望が非常に強いものであると捉えております。限られた財源の中でそれを行っていくという厳しさもあるわけでございますけれども、既に過疎計画あたりで改良していく路線というのが示されておるわけでございます。この路線の、やはり着工の基準というか優先順位。計画をしとったんですけども、途中で災害にあつて他のところが、そちらに予算を回さなければならないというような案件も多々あるとは思うんですけども、やはり優先順位、着工の基準というようなものがございましたら、その部分を説明をいただきたいと思ひます。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 道路改良の計画につきましては、具体的には財源を確保する中で過疎計画の中にどこをやるかという箇所が列記しております。これは従前から地元から要望があったところで、一部測量や設計まで終わっているところもあつたりしますが、やはり予算の配分待ち、国からの補助金、交付金を待っているというところはあります。最終的に順番つていうところになりますと、優先度が反映されるべきだとは思ひますが、現在のところは

今計画しております、先ほどの阿毘縁、三吉、それと印賀、宝谷ですね。そういったところを重点的にいきますが、まだこれを全部完成させるだけでも数年、数年っていうか10年まではかかりたくはないんですが、予算の配分でいけばそれほどの事業量を抱えております。その中でまた、発電所の横手の町道改良もありましたが、町の事業で必要なものについては追加してやっていくというような形になると思います。ですので、今の3路線以外につきましては、現在のところでは白紙の状態ではありますけども、過疎計画に上げてるところに関しては実施をしたいということで考えております。

○荒木委員長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ちょっと時間が長時間になりましたので、ここで一旦休憩といたしたいと思います。再開は55分といたします。10時55分といたしますので、よろしく申し上げます。

〔休 憩〕

○荒木委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

87ページ上段、橋梁維持管理事業について質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

では、下段、河川総務一般管理事務について質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

88ページ上段、県営住宅維持管理事務について質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

山本芳昭議長。

○山本議長 昨日の教育課でお聞きをしたところですが、教員住宅の家賃が昨日5,100円ということで聞いたんですが。（「今は県営だないだ」と呼ぶ者あり）あ、県営住宅、町営住宅でした、済みません。

○荒木委員長 よろしいですか。

では、下段の住宅管理事務について質疑はございますか。

山本芳昭議長。

○山本議長 済みません、ちょっとお手つきをしました。町営住宅ですが、昨日、教員住宅の件がございましたが、町営住宅の家賃についてお尋ねをしたいと思いますが、きりしま団地の家賃は所得に応じてでしょうけども、最低幾らということがあるのでしょうか、お尋ねします。

○荒木委員長 安達室長。

○安達上下水道室長 済みません、具体的な最低の額というところ、本日ちょっと持って上がってはおりませんが、住宅につきましては、取得時の価格から経過年数や立地の条件等を加味して、毎年家賃を算定しております。この家賃につきましては、低い方で1万円台後半の家賃でお住まいいただいているとは思いますが、何分公営住宅になりますと所得に応じて住宅の家賃が異なりますので、そういったことで御理解のほうお願いしたいと思います。

○荒木委員長 山本議長。

○山本議長 お尋ねしたかったのは、教員住宅に町の職員さんが入られるということで、その家賃が5,100円というふうに昨日お聞きをしました。きりしま団地には多分、町の職員さんは入居は難しいと思えますけれども、所得の要件がありますので。今お聞きをすると最低でも1万円ですか。

○荒木委員長 1万後半です。

○山本議長 後半ということでしたので、そうするとかなりの差がありますよね。公平性という観点で、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 町営住宅に、県営住宅もそうなのですが、設置管理条例の中でおきまして、家賃の設定というところで定められております。ちょっとデータが古いんですけども、先ほどですと、きりしまの住宅ですと1万7,800円あたりが多分下限になるんじゃないのかなとは思いますが、逆に所得要件で所得がある方の階層で高いところで3万5,000円近いという方もあります。それ以外にも所得超過というところも何件かありまして、5万円を越すような住宅料の料金の設定になっているところもあります。そういったところで、町営住宅、県営住宅は条例に基づいて、それと所得の要件、入居されます方に応じて料金設定をしているというところで、これにつきましては建設費も絡んでおりますので、そうした料金設定は収入要件に応じてというところと、特定公共住宅につきましては、所得の要件は逆に15万8,000円以上の入居要件というのが、所得要件があります。そうしたところで運営をさせていただいております。教育委員会の5,100円ですか、そのあたりの設定につきましては、管理するべきものが違うというところで町営住宅とは異なると思えますが、町営住宅の中でも古い植松山団地とかそういったところは何千円という設定にもなっておりますので、そうした中でのバランスではないのかなというふうには

思います。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 それに関連するとか、最初ですけど、財源なんです、昨年度の財源と今年度の財源が半減になっておるんですが、金額言ってもいいです、半減になってるんですが、これは入居率とかその辺関係して半減になってるのか。その理由をお聞かせください。

○荒木委員長 安達室長。

○安達上下水道室長 失礼いたします。先ほどの大西議員の御質問ですけれども、住宅管理事務につきまして、住宅料そのものの使用料の収入は大体年間1,900万円ぐらいの収入を見込んでおります。その中で、歳出に合わせました財源の組み方をしておりまして、前年度は1,320万円の支出を、歳出予算を計上させていただいておりましたけれども、本年度、先ほど御説明さし上げた理由で688万円の支出の減額ということをしておりますので。屋根の、外回りの修繕の見送りをしておりまして、結果、歳出額が減っておりますので、それに合わせて財源のほうも減額をしてるといった状況になっております。

○荒木委員長 よろしいですか。

久代安敏委員。

○久代委員 今説明があったわけですけども、公営住宅法に基づく料金設定、家賃の。これは説明があったように、それぞれ所得段階によって家賃の差があるわけですけども、これは条例で、町独自で家賃設定はできるということの確認をしたいと思うんですけども、公営住宅法での所得段階の家賃設定も一方であるわけですけども、それとの関係についてもちょっと確認をしておきたいのですが、どうでしょうか。

○荒木委員長 安達室長。

○安達上下水道室長 基本的には公営住宅につきましては、久代議員おっしゃいましたとおり、公営住宅法にのっとり家賃算定をするのですが、その中で町のほうの判断で計算途上の係数がある程度数字を考慮するということはできます。ただ、従来、日南町のほうはそのような方式はとっておりませんで、ちょっと近隣のほうもそういった状況のほうは確認しておりません。

○荒木委員長 それでよろしいですか。

久代安敏委員。

○久代委員 いや、私が確認したいのは、町の条例で家賃設定を、独自のいろんな係数の

こともあるかとは思いますが、最終的には公営住宅法で所得段階別の家賃の基準設定がありますよね、所得段階で。それよりも日南町の実態に応じて一定の家賃設定を自治体独自でできるのかということの確認です。それを示してください。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 所得要件におきます家賃設定につきましては、ちょっと厳密に言うことができるのかというのは定かではないんですが、それ以外に特定公共住宅は以前、数年前に家賃の設定を下げた経過があったと思います。ある程度古くなってということが原因だったとは思いますが。ただ、減免規定に関しましては、家賃決定の算定については、基本的には他市町なり県なり、そういったものに倣ってやっているとしますので、今のところそこを変えるというところは考えてはおりません。ただ、できるかどうかというところについては、済みません、法的にどういうふうが決まっている、仕組みになっているのかというのが今ちょっと即答はできないんですけれども、住宅料の使用料に関しましては、そういったものに倣って適正に実施しているというふうに考えております。ちょっと答えになってないところがありますが。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 それは後ほどでもいいですから調べていただきたいと思いますが、ただ、要するに建築から何年、築後何年たっているのかということも家賃の基準になるのかどうかということも教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 安達室長。

○安達上下水道室長 いわゆる公営住宅法に基づく公営住宅。本町では町営住宅と特定公共賃貸住宅とは分けて呼称しておりますけれども、町営住宅につきましては、経過年数を毎年考慮するような家賃の算定式になっております。経過年数係数という、係数がございます、毎年同じ住宅でも若干家賃が下がっていくような、数年に1度、形になっております。

○荒木委員長 よろしいですか。

山本議長。

○山本議長 カンファット団地修繕工事、平成31年度予算688万円、これを繰り越されるわけですが、先ほどの説明で新年度予算は計上しないということでしたが、31年度当初には住宅診断によって年次的に修繕をされるというふうに私は理解しとったのですが、そういうふうな計画ではなくて、これは単年度でやられて、以後はこういう修繕工事はや

らないという考えなのでしょうか、お尋ねします。

○荒木委員長 安達室長。

○安達上下水道室長 済みません、先ほど申し上げました町営住宅のカンファート日南団地の修繕につきましては、予算をそのまま新年度に繰り越しをさせていただいて、春ごろ、夏ごろまでに工事が完了するめどで工事をさせていただこうと思っております。新年度に繰り越し分と別に、先ほど山本議長おっしゃいました予算計上するかというところは、予算編成段階でいろいろ議論を行いましたけれども、30年度に実施しました修繕計画の後に、今、長寿命化計画というものを作成段階、準備をしております、これである程度の方針をつくってからある程度全体的な修繕計画を明らかにしていこうという考え方におきまして、新年度では計上を見送りをさせていただいております。

○荒木委員長 山本議長。

○山本議長 聞きたいのは、令和2年度はそうですけど、3年、4年、今後どうされるかということがお尋ねしたかったのですが、長寿命化計画の中で作成して改修していくという理解でよろしいでしょうか。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 昨年の予算審査でも御説明した件は、その前年に住宅の点検をして修繕計画というもので点検をして、必要な修繕を長寿命化、住宅の改修の計画をつくって進めていくんだというところで、まずもってカンファートの屋根、外装、そういったところからまずやってみるということで、同時並行で進めるということで御説明させたと記憶しております。その中で、今1年おくれて繰り越しの事業ということになっております。言われますように、長寿命化のほうもあわせておくれております。なかなか、やはり専門的なところが欲しいなというところが正直なところですが、そうしたことで昨年の事業を繰り越して1年おくれてスタートするというところで、逆に、先ほど大西委員からもありましたように、令和2年度には新たな修繕のほうは繰越予算のほうで繰り延べて実施するという計画で、1年おくれておるというところであります。ですので、あわせて長寿命化、住宅が長く使えるようにというところもあわせて今後、公共施設等管理計画、その中の一つの住宅部門の計画をつくり上げていくという必要がありますので、その中で整理を図っていきたいと思います。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 一番下の項目の、県住宅供給公社負担金、なごみの里分の186万3,00

0円ですけども、これはあれですよ。以前、家賃を一定程度引き下げた経過もあるかと思いますが、県の供給公社に対しての負担金はいつまで続くのか。（「19年まで」と呼ぶ者あり）あ、説明ありましたかね。令和19年までこの一定額が継続されるということによろしいでしょうか。

○荒木委員長 安達室長。

○安達上下水道室長 失礼しました。なごみの里の負担金につきましては、なごみの里、平成14年から供用しておりますけれども、その当時、一括の借り上げ契約を鳥取県の住宅供給公社と締結させていただいております。公社に日南町がお支払いするのは総額で6,519万3,240円という額となっております。これを平成49年、令和19年の10月31日までの契約期間でございまして、基本的には最終年度と最初の年度を除いては同じ金額をずっと払わせていただくようになっております。

○久代委員 わかりました。

○荒木委員長 そのほかございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、89ページ上段、定住促進施設維持管理事務についてございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、短期滞在型専用住宅管理事務についてございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

続きまして、90ページ、耕地災害復旧事業についてございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

中段、林道災害復旧事業についてございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、公共土木施設災害復旧事業についてございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、一般会計については以上といたします。

続きまして、特別会計に入りたいと思います。

紙資料を用意してございますので、それを見ていただきたいと思います。167ページ、タブレットでいいますと167ページ、日南町簡易水道事業会計についての説明を求めます。

伊田専門監。

○伊田企業会計専門監 そうしましたら、日南町の簡易水道事業会計について、予算書により御説明をさせていただきたいと思います。

資本的収支予算につきましては、予算説明書をつけておりますので、ページ数は140ページになろうかと思いますが、これもあわせてごらんいただけたらと思います。若干、

提案説明と重複するところありますけども、よろしく願いいたします。

○荒木委員長 済みません、もう少しマイクに近づいてお願いします。

○伊田企業会計専門監 失礼しました。そうしましたら、重立ったところを申し上げます。

予算書の表紙ですけど、2条のところの業務の予定量でございます。給水戸数は1,797戸。昨年は1,814戸で17戸の減。年間総給水量につきましては35万1,613立米。昨年は37万1,544で△の1万9,931立米の減。1日平均給水量につきましては963.3立米。令和元年は1,017立米で53.7立米の減というふうになっております。月平均1戸当たりには換算しますと、令和2年度が16.3立米、令和元年が17.1立米。月当たり、1戸当たりが0.8立米の減ということにしております。大体、単身1世帯で1カ月当たり10立米前後というところが平均かと思いますが、1戸当たりの月の平均が16.3立米ということでしております。

続きまして、3条につきましては、収益的収支のほうですけども、総額1億6,129万6,000円。支出のほうですけども、1億4,510万7,000円としております。

次のページで、4条のところでございます。資本的収支及び支出のところの補填財源のところの説明で、当年度損益勘定留保資金6,882万9,000円で補填するという記載をしておりますが、大変申しわけございません。過年度損益勘定留保資金ということで、予算書のほうを訂正をさせていただけたらというふうに思います。支出につきましては説明がありましたように、今回、資本的支出、事業のほう予定しておりませんで、企債の償還額の6,882万9,000円が上がっております。

次に、予算に関する説明書といたしまして、1ページ目に実施予定計画、3ページ目には予定キャッシュ・フローと貸借対照表等をつけておりますのでごらんいただけたらと思いますけども、後ほど、ページ数でいきますと15ページに当たります。

○荒木委員長 え、15ページじゃなしに、この書いてあるページでお願いしたいと思います。

○伊田企業会計専門監 大変失礼しました。私の手元の数字とはページと違っておりました。169ページに予算に関する説明書を上げております。ごらんいただけたらと思います。

実施計画につきましては、それぞれ書いている数字となりますので、170ページ、171ページはごらんいただけたらと思います。

172ページの予定キャッシュ・フローでございますけども、令和2年度末、3月31

日末現在の現金の期末残高を1億6,336万7,000円というふうに予定をしております。

次に、給与費の明細書でございますけれども、9月に今年度補正させていただきましたように、従来ですと水道会計職員は技術職員1名でしたけれども、企業会計が始まるということで、令和元年度0.5人分つけさせていただいておりますけれども、令和2年度におきましても1.5人分を予算措置をさせていただいております。あと0.5人分につきましては下水道事業会計ということで、人を0.5にするわけにはいきませんので、比重の大きい水道会計のほうを1名とさせていただいて、下水道会計は1名というふうにさせていただいておりますので、御理解いただけたらと思います。給与費につきましては、本年度575万3,000円、前年度比べまして263万6,000円の増となっております。手当につきましては329万8,000円で132万9,000円の増となっております。法定福利費を含めまして合計で470万2,000円の増ということになっております。手当の内訳につきましては書いているとおりでございます。それから、174ページから175ページ、177ページまで、給与費関係の明細書をつけておりますので、ごらんいただけたらと思います。

続きまして、178ページの令和2年度の予定貸借対照表でございますけれども、これにつきましては、有形固定資産、流動資産、現金・預貯金、それから未収金、そういったものを合わせまして年度末に資産合計が24億6,135万8,937円というふうに予定をしております。

次のページですけど、負債の部でございます。企業債につきましては、9億5,157万178円が年度末に残るというふうになっております。企業債の償還につきましては6,882万8,120円を今年度に償還いたします。あと、賞与引当金でありますとか未収金、この未収金につきましては大分整理できまして、通常の経常的な支払い、3月分の支払い切れないものを出納閉鎖期間がありませんので、翌年度に繰り越す金額が58万2,660円というふうに予定をしております。繰延収益を含めます。それから、資本の部を含めまして、先ほど申し上げました資産合計とバランスをとるため24億6,135万8,937円というふうに予定をしてるところでございます。

次に、参考まで、令和元年度の予定損益計算書と、それから令和元年度の簡易水道事業予定貸借対照表をつけております。これを期首にして令和2年度の貸借対照表等をつくっております。

次のページには重要特記事項を上げさせていただいております。

そうしますと、令和2年度の日南町の簡易水道事業予算の見積書、参考資料の①をごらんいただけますでしょうか。簡易水道事業収益のほうで、今年度1億6,129万6,000円とさせていただいております。

○花倉事務局長 済みません、今184ページですので、御確認ください。

○伊田企業会計専門監 失礼しました。184ページの日南町簡易水道事業会計の予算の見積もり、収益的収入及び支出のページをごらんいただけたらと思います。

本年度の予算額ですけれども、簡易水道事業収益を1億6,129万6,000円を見込んでおります。営業収益の中で給水収益のほうで6,830万円で、昨年と比較しまして105万9,000円の減としております。御承知のとおり、消費税が令和元年10月から2%増となりましたけれども、水道会計につきましては料金を上げないということで、本体価格に転嫁するというので、この6,830万円を割り戻しますと、通常8%で計算しますと本体が6,324万円で、10%にしますと6,209万円ということで差が115万円ですね、差が出て、これは消費税のほうに動いて、実質、本体価格のほうは115万円減するというふうな格好になっております。次に、2段目に営業外収益のほうは9,278万7,000円を予定をしております。

次のページ、支出でございます。簡易水道事業の支出、本年度1億4,510万7,000円を予定をしております。原水及び浄水のほうは499万3,000円増となっておりますが、これは補正予算のときに御説明させていただきましたけれども、配水及び給水費の光熱費が逆になっておりまして、これを補正をする、入れかえておりますので、原水及び浄水のほうで457万円、施設電気料がふやして、2段目の配水及び給水費の光熱費のほうで△464万2,000円というふうになっております。原水及び浄水の修繕料のほうは53万5,000円ふえて515万円になっております。施設ですとか管路の修繕、滅菌機の修繕のほうで515万円予定をしております。薬品費につきまして11万2,000円の減の120万8,000円としております。配水及び給水費のほうは238万9,000円です。光熱水費が先ほど説明しましたように△464万2,000円ですが、修繕費のほうで225万3,000円ふやしてありますので、トータルで238万9,000円の減というふうになっております。

総係費につきましては2,423万9,000円、対前年比282万1,000円となっております。主な要因としましては給与費、当初1人で見ていたのを昨年は、ことしは

1. 5人ということで給与費が増になっておるとのこと。それから、消耗備品のほう、今年度、水道メーター器、計量法により更新しなくちゃいけないものが110数カ所ありますので、このメーター器を買わせていただくのにその辺62万9,000円ふえております。消耗備品のほうは20万円減らして42万9,000円増としております。印刷製本費につきましては5万1,000円増として33万6,000円。通信運搬費につきましては49万8,000円増としております。行政システムの使用料7万円を賃借料から組み替えております。委託料につきましては347万5,000円の減で985万1,000円としております。賃借料、これは主な要因につきましては、アセットマネジメントの委託料につきまして今年度終了いたしますので、これが大きな主な原因。それから、水質検査の委託、メーター器の交換の作業賃で81万1,000円が大きなプラマイの増因になっております。賃借料につきましては公会計システムのリース料として27万5,000円。今、出納室を、それから上下水道室で2台ありますけども、1台はどうしても作業上必要だということで、初期導入の経費だけですけども、今年度27万5,000円を入れさせていただき、リースさせていただきというところで上げさせていただいております。保険料につきましては変わっておりません。会費の負担金につきましては、県の水道協会の負担金の分が事業費割がなくなりまして均等割の2万円だけになりました。退職手当組合費につきましては39万5,000円の増の86万3,000円。賞与引当金繰入金につきましては38万3,000円の増で78万4,000円。法定福利費の繰入金につきましては△の18万4,000円の15万5,000円というふうになっております。

それと、段が、済みません、法定福利費のところは6月分賞与の令和元年度負担金というふうになっておりますけども、これを消して、下に減価償却費のところの項目がずれてましたので、大変申しわけありません。これも用語を訂正させていただきたいと思っております。法定福利費の引当繰入金の説明が6月分賞与の法定福利費の令和元年度負担分ということで御理解いただけたらと思っております。

減価償却費につきましては9,185万8,000円を見込んでおります。予算書の一番後ろのほうに固定資産の明細書をつけておりますので、御参考いただけたらと思っております。

営業外収益につきましては、企業債の支払い利息等を入れた金額でございますけども、657万2,000円の減としております。それぞれ企業債利息、消費税、過年度損益修正損というふうになっております。

次に、187ページですけども、資本的収入のほうですけども、先ほど御説明してま

ように、事業等の収入がございませんので、収入のほうはございません。支出のほうは企業債の償還で6,882万9,000円。この財源を補填するのに過年度の損益勘定留保資金から補填をするという予算でございます。

最後のページに、有形固定資産の明細書をつけております。令和2年度末の償却未済額が22億9,485万6,901円を見込んでおります。

駆け足で説明させていただきましたけども、下水道事業会計の予算……。

○荒木委員長 済みません、ここで一旦質疑を受けたいと思いますので、下水道会計についてはまた説明していただきたい……。

○伊田企業会計専門監 いや、それで、当初予算書の説明のほうですけど、4条のほうにつきましては、140ページのほうに企業債の内訳を入れておりますので、ごらんいただけたらと思います。それでは、簡単ですけども、以上で終わります。

○荒木委員長 それでは、ただいま簡易水道事業会計について報告していただきましたが、これについては一括で質疑を受けたいと思いますので、ページ数をお示しいただいて質問してください。

山本芳昭議長。

○山本議長 済みません、先ほど最初に訂正ということで、過年度、当年度損益勘定留保資金ということで訂正という話でございましたが、昨年の予算を見ると当年度ってなってます。それは昨年この事業会計を始めたので、昨年は当年度、今回はそのページをそのまま移されたので当年になってたのを過年度に訂正されるという理解でよろしいでしょうか。

○荒木委員長 伊田専門監。

○伊田企業会計専門監 今、議長さん、おっしゃるとおりです。令和元年度につきましては、令和元年度の償却資産の相当部分を充てたと。今回につきましては、令和元年度に償却しております減価償却費分を留保資金として充てておりますので、今、議長がおっしゃいましたように損益勘定留保資金の過年度分で充てさせていただいたということです。

○荒木委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

大西保委員。

○大西委員 1点だけ。188ページの固定資産のところ建設仮勘定とありますが、これは設備なのか何の建設仮勘定でしょうか、140万あるのは。

○荒木委員長 伊田専門監。

○伊田企業会計専門監 建設仮勘定で148万1,818円上げておりますが、これは繰

り越しになっておりますけども、三栄の深谷川の砂防河川の移転補償工事をやっております、これは148万1,818円っていうのは委託料でございます。委託料につきましては、もう3月中に完成いたしますけども、工事費のほうが6月に繰り越すということで440万2,000円工事費、148万1,818円が委託費ということで、当年度の予定増加額が588万3,818円っていうふうに入るとるかと思っております。ですので、この建設仮勘定の148万1,818円は減少させて、令和元年度中には構築物で固定資産に上げるということでさせていただいております。

○荒木委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、令和2年度日南町下水道事業会計予算の説明をお願いします。

伊田専門監。

○伊田企業会計専門監 そうしましたら、続きまして、令和2年度の下水道事業会計の予算の説明につきまして、予算書について説明をさせていただきます。

ページ数は189ページです。それぞれ表書きのほうに業務の予定量上げております。数字は書いておるとおりです。主な建設改良事業としましては、(ア)のほうに管路建設改良事業としておりますが、これは移転補償工事を予定して250万上げさせていただいております。(イ)の処理場建設事業につきましての870万につきましては、浄化槽の設置を5基分ということで上げさせていただいております。収益的収支、収入でございますけども、1億8,439万2,000円。支出のほうは1億6,891万9,000円というふうに上げております。

続きまして、4条の資本的収入及び支出のところですけども、大変申しわけございません。こちらにつきましても当年度というふうになっておりますけども、過年度損益勘定留保資金ということで訂正をさせてやってください。資本的収支の収入のほうは、資本的収入が1,360万4,000円。支出のほうにつきましては8,799万9,000円というふうに上げさせていただいております。

続きまして、191ページですけども、企業債。浄化槽の5基の分の540万円をそれぞれ特定生活排水処理事業債と過疎債で270万ずつを予定しております。

次に、193ページ目ですけども、予算に関する説明書を上げさせていただいております。先ほど水道事業会計で説明させていただいた、ほぼほぼ同じような感じのものをつけております。

予算の194ページ、195ページ、これにつきましては、説明につきましては見積書のほうで説明させていただきますので、次に、196ページの予定キャッシュ・フローでございます。令和2年度の3月末の現金残高を1億7,359万2,000円を予定しております。

給与費の明細につきましては、先ほど水道会計のときに説明しましたけども、1.5人分で給与費を予定をさせていただいております。197ページ目から201ページ目までで詳細を上げておりますので、ごらんいただけたらと思います。

202ページから203ページでございますけども、下水道事業の予定貸借対照表で、令和3年3月31日末現在がどのような状態になるかというところで上げさせていただいております。固定資産の残高につきましては、21億8,234万4,571円を予定しております。これにつきましては一番最後のページのほうに固定資産の明細書をつけておりますので、ごらんいただけたらと思います。現金・預金残高が1億7,359万2,016円を見込み、それと未収金を245万2,821円を見込んで、資産の合計としましては23億5,838万9,408円としております。

203ページのほうに負債のほうを上げさせていただいております。企業債のほうで、残が5億1,784万7,274円を見込んでおります。当年度の企業債の償還が7,309万7,548円。それから、未収金のほうが3月の実績までの分で払い切れないものを1,125万3,320円を予定しております。委託費とかそういったものが結構大きいものがありますので、経常経費的なこのプラス、そういった委託料の未払いを1,000万見込んでおります。あと、資本と含めまして、先ほど申しあげました資産の合計と23億5,838万9,408円ということでバランスをとらせていただいております。

次に、204ページのほうに令和元年度末の予定損益計算書、それから205ページ、206ページに令和元年度末の予定貸借対照表をつけておりますので、御参考いただけたらと思います。

そして、207ページには事業会計に関する特記事項を書かせていただいております。

208ページでございますけども、予算の見積書、参考資料①としておりますけども、収益的収入及び支出、上げさせていただいております。まず、下水道事業収益のほうは1億8,439万2,000円、営業外収益は1億955万1,000円で見込んでおります。それから、費用のほうですけども、本年度は1億6,891万9,000円、前年度が1億7,930万9,000円で1,039万円の減というふうにしております。

支出のほうで若干、大きいところを説明させていただけたらと思います。ポンプ場のほうですけども、47万6,000円の増、通信運搬費のほうで遠方監視を装置を設置したところで、そういった経費ということで41万6,000円を上げさせていただいております。

処理場の施設でございますけども、大きいところは委託料のほうで93万5,000円増にさせていただいております。これらにつきましては、消費税が増額になった等々ということでございます。それから、薬品費につきましては1万円の増を見込んでおります。手数料につきましては3万2,000円の増、修繕につきましては304万円を減とさせていただいて756万円を予算化させていただいております。

総係費につきましては増が277万円です。給与費のほうで0.5人分ふえてるところです。それと、主なところの増減で、委託料が今年度は313万8,000円減の38万5,000円となっております。これはストックマネジメントの業務のほうで減というふうになっております。あと、賃借料につきましては、先ほど水道会計とも説明しましたけども、企業会計システムの導入リース料27万5,000円がふえております。

それから、減価償却費につきましては7,525万9,000円を上げさせていただいております。最後のページの有形固定資産明細書のほうに上げさせていただいております。

営業外費用でございますけども、企業債の支払い利息で1,064万6,000円、消費税で510万円、特別損益、過年度損益修正損で30万円を上げさせていただいております。

次に、はぐっていただきまして、211ページですけども、資本的収入及び支出のほうです。これにつきましては先ほど申し上げましたが、浄化槽の設置の5基分と移転補償事業の工事のほうを見込んでおります。それと、上から、企業債ですけども、企業債のほうを540万円、それから他会計負担金を43万円、国庫補助を184万円、受益者負担を123万4,000円、工事負担金、これ、移転補償費のほうですけども、100万円を予定をしております。貸付金償還金としまして、これはJAに集落排水設備の設置等の預託金ということで370万上げさせていただいております。

続きまして、歳出のほうですけども、8,799万9,000円を上げております。建設改良費といたしまして1,120万円、管路建設改良費としまして250万円。内訳としましては委託料100万円、工事請負費が150万円。処理場建設費用として870万円、浄化槽5基を2年度は予定をしております。企業債償還金につきましては7,309

万9,000円を予定しております。内訳といたしましては、農業集落排水のほうで6,047万8,000円、特定地域のほうで1,262万1,000円というふうに予定しております。貸付金につきましては、先ほど収入の説明しました集落排水設備工事の資金融資の預託金、JAですけれども、させていただきます。

最後のページに有形固定資産の明細書をつけておりますので、ごらんいただけたらと思います。簡単ですけれども、以上です。

○荒木委員長 当初予算附属資料の説明はありませんか。

伊田専門監。

○伊田企業会計専門監 そうしましたら、当初予算説明書、141ページから142ページ目までに上げさせていただいております。まず、管路の建設改良事業費250万円を予定しております。財源の裏づけとしましては、移転補償費で100万円を見込んでおります。

続きまして、処理場建設改良費、浄化槽の、合併浄化槽5基、事業費870万円。財源の内訳としましては、企業債、他会計負担金、国庫補助、設置者負担金を上げさせていただいております。

142ページの企業債の償還ですけれども、7,309万9,000円。先ほど申し上げました内訳、農業集落排水事業と特定地域生活排水事業で7,309万9,000円ということです。ちなみに、今の、この内訳ですけど、そのうち過疎対策事業費が315万8,000円を過疎債も充てております。令和元年度末の起債の残高ですけれども、農業集落排水事業のほうで5億900万2,000円、特定地域生活排水事業のほうで7,654万3,000円というふうになっております。貸付金につきましては、先ほど説明しました370万円を預託して年度末にはまたかえってくるというような、370万円を令和2年度につきましても貸し付けをするというところで予定しております。以上です。

○荒木委員長 そうしますと、日南町下水道事業会計について、予算書の中で一括で質疑を受けたいと思います。ページ数をお示しの上、質問をしていただきたいと思います。

近藤仁志委員。

○近藤委員 特定地域生活排水処理事業のほうで、浄化槽のほうで5基予定されておりますけど、かつてこの浄化槽に向けての接続率がなかなか上がらないというような、何年か前に報告がっておりますが、その後の接続率の経緯についてお伺いしたいと思います。

○荒木委員長 近藤委員、予算書のほうですか。説明資料、どちらでもいいですが。

○近藤委員 212ページです。

○荒木委員長 212ページ、はい。

安達室長。

○安達上下水道室長 失礼いたします。平成30年度の決算審査におきまして、その当時、町で整備した浄化槽、平成9年以降のものが791基ございまして、そのうち未接続の浄化槽、使用されていないものが24基ということでお答えをしております。今年度、令和元年度、平成31年度に入りまして、そのうち旧山上校区のほうになりますが、2基の接続が新たにありました。本日現在で町が設置して未接続の浄化槽が22基ということで、今年度2基の接続がありましたことを報告させていただきます。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この設置箇所は791カ所のままで推移しておるということで、未接続のが2基減ったという認識でよろしいですか。

○荒木委員長 安達室長。

○安達上下水道室長 毎年、建設費のほうにつきましては予算要求をさせていただいております。今年度につきましては2基の浄化槽の新たな設置がございまして、近年のものにつきましては設置してから1年以内に必ず接続というところをお願いはしておりますし、ほとんど新築、増改築の需要に伴う浄化槽の整備になりまして、施主さんのほうもすぐに浄化槽を使っただけの状態であります。

○荒木委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

附属説明資料のほうの質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、建設課に対して、全体に対して質疑漏れはございませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 林道新設ですけども、昨年12月に多里のはんざけを守る会から陳情が、要望が出ておりますけども、その対応状況について説明をいただきたいと思っております。

○荒木委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 事案のもとになりましたのは、林道の窓山線の新設の事業におきまして、新屋の土屋において構造物がサンショウウオの生息に対して配慮をもっとしてほしいということが要望書としてっております。事業につきましては、林道の推進については基本的には農林課のほうで、それとサンショウウオの関係につきましては教育委員会の中で調整を図っていただいておりますが、建設課の中では県営事業の、林道事業の負担金を払う

というところがかかわっております。立場上はすごく微妙なところなんです、県の気持ちもわかりますし、教育委員会の立場もわかりますし、当然、地元からハンザケを守るところで、そうした環境に配慮というところは当然、建設課の事業でも、一部、災害の工事の中でいろいろサンショウウオの協議、工事实施の中でも迷惑をかけてあるところがあります。

窓山の県営の事業につきましては、工事を発注しております、その中で横断構造物を一時中止するというので、県のほうは事故繰越の対応になるというふうに伺っております。ですので、今後の事業の推進に当たっては、地元の保護する会、そうしたところの意向、それと生息環境の保全ですか、そうした中でできる限り事業者として配慮をして、そうしたものを教育委員会から指導を受けながら、事業が進められるところを模索していくという形になると思います。この件に関しましては林道だけでなく、道路事業に関しましても、ほぼ日南町内の重立った河川ではサンショウウオのそうした配慮を必要とするということで、文化財協議を行って必要な調査、日南町のほうも元年度には初めてサンショウウオの事前調査、工事をする前の調査、そういったものを実施しました。そうした中で、多里だけでなく、町全体としてもそうした配慮と対策を、調整を進めながら実施をしていきたいと思っております。当然、町のほうでも幾らか生息の巣穴をつくったりとか、そういったようなことも実施しておりますので、町の宝として、やはり守るべきものは守って、その中で事業を進めるに当たって調整を図っていきたいと思っております。

○荒木委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、建設課についての審査を終了といたします。御苦労さまでした。

審査意見についてはできるだけ早く提出を、建設課についてもきょうじゅうにお願いいたします。基本5時ということですので、よろしくお願ひいたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長